

夏が近づいてきましたね。

今月はWLBの実践に大きな役割を果たすのがICTの進化をテーマにコラム、取組企業が充実しています。特に、在宅勤務や遠隔地間の業務を円滑に進めるなど、今まで不可能だったワークスタイルが着実に実現しています。

また、各地方自治体の取組ではワーク・ライフ・バランスを支援する取組が多く行われています。

今月号もぜひぜひご一読ください。

-----<< 目次 >>-----

■コラム：テレビ会議・Web会議の活用実態と今後の課題について

》 VTV ジャパン株式会社

■取り組み事例紹介：テレワーク勤務制度を導入し、ワークスタイル変革を推進する

》 日本マイクロソフト株式会社

■最新情報：

》 国・地方公共団体等の取り組み

▼ワーク・ライフ・バランス推進強化月間・ゆう活【内閣府】（2016年5月）

公共調達等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する取組のスケジュール公表。約5兆円規模を視野に【内閣府】 他

---■◇コラム◇■---

》 VTV ジャパン株式会社

<コラム>

VTV ジャパン株式会社

代表取締役 栢野 正典さん

マーケティング部マネージャー 山田 清子さん

<VTV ジャパン株式会社 企業プロフィール>

設立：1995年

事業内容：テレビ会議・Web会議システムの機器販売およびレンタル、同システムに関する保守・運用サービス

従業員数：34名

URL：<https://www.vtv.co.jp/>

■当時、テレビ会議の活用は世界50社ほど

VTV ジャパン株式会社がテレビ・Web会議システム（以下同システム）のビジネスをスタートさせた1995年当時、同システムのユーザーは世界中でビジネスを展開する外資系グローバル企業を中心に、日本ではまだまだ普及が進んでいない現状だったといえます。

「理由のひとつは費用の高さ。1台500万円の機器を用意するため、最低でも2箇所です。つなぐの、1000万円～の初期投資を必要としました。そのため、大手企業でしか導入できない環境だったわけです」と語るのは、代表取締役の栢野正典さん。さらに、同システムは当時ISDNを利用していただけ、通信費も高額になるという問題もあり、通信環境が整った海外で根つきやすいシステムであったそうです。海外のトップダウン型のビジネススタイルでは、ひとつの意思決定を全体に伝えて共有する必要があったため、同システムは最適なシステムでした。対して日本は、ボトムアップ型のビジネススタイルなので、テレビ会議の活用が少なかった状況だったそうです。

#### ■配偶者出産休暇取得率90%を目指して

現在では、日本でもインターネットも普及し、通信費用も安く抑えられることから、同システムが日本でも広く普及しています。実際にどんな企業が導入しているのかを、マーケティング部マネージャーの山田清子さんにお聞きしました。「ストックコンテンツ販売をしているある企業様では、日本とベトナムの事業所に同システムの常時接続を開始しました。すると、同じフロアの中で働いているような環境をつくることができたのです」。そのおかげで、距離を超越した職場環境となり、つながっていくことが意識できたといいます。「また、ある大学では、育児休業中の女性研究者の方が在宅のまま、学内で行われているセミナーに参加したり、教授と打ち合わせができたことで、復職がスムーズになったそうです」。結婚や出産などで働き方が変化しやすい女性にとっても、同システムは大いに役立つことがわかります。

#### ■現在は会社の規模・業種に関係なく活用

同システムは、日本においても国内外に支社やネットワークをもつ製造業などの大手企業の他、中小企業でも国内に多くの事業所がある会社では規模に関係なく広く利用されています。リサーチ会社シードプランニングの調査によると、日本では約20万社がテレビ会議システムを利用。これは、日本国内の企業数413万社の4.7%にあたるものですが、すでにテレビ会議システムが必要とされるあらゆる規模、業種にはいきわたっていると考えられています。そのため今後、テレビ会議システムの市場規模が増えてくるには、新たな活用の場所やワークスタイルの変化が必要となってきます。栢野さんによると「同システムは今、過渡期を迎えています。以前は会議室にみんなが集まって行う会議スタイルが主流でしたが、今ではパソコンやスマホなどパーソナルなツールでアプリ・ソフトを利用してネット会議を行うことが増えてきています」。クラウドサービスなら年間30万円～と初期費用も安価なことも、導入のハードルをぐっと下げる結果に。「また、以前は社内利用が中心でしたが、これからは取引先などの外部との打合せや、更には在宅勤務や育休といった個々の家庭での利用が増えてくるはず」と栢野さん。すでに同システムの導入で、出張のコスト削減や業務の円滑化が可能となっていますが、今後さらなる働き方の改善に貢献してくれることでしょう。

▽-----▽

VTV ジャパン株式会社 ⇒ <https://www.vtv.co.jp/>

▽-----▽

-----■◇取り組み事例◇■-----

》日本マイクロソフト株式会社

“革新的で、親しみやすく、安心でき、喜んで使っていただけるクラウドとデバイス

を提供する”日本マイクロソフト株式会社では、事業開始 30 周年を迎え、社員のワークスタイル変革をより推進するため、これまでの「在宅勤務制」を廃止し、新たに「テレワーク勤務制度」を導入しました。さらに、フレックスタイム制度におけるコアタイム（11～15 時）を廃止し、より柔軟な勤務時間の運用を実現しました。

具体的な変更点としては、従来の「在宅勤務制度」では勤務場所が自宅だったのに対して、新制度では国内の業務遂行に適切な場所、たとえば介護のニーズに応じて実家なども可能となりました。利用頻度や期間も、週 3 日取得可能で 3 ヶ月以上の連続利用が前提でしたが、新制度はどちらも制限なく取得することができます。利用申請については、従来が 2 週間前までにツールで申請・承認が必要でしたが、新制度はツール申請の必要がなく、前日までに上長にメールで事前申請・承認をとればいいことになりました。これにより、社員がこれまで以上に時間や場所にとらわれない最先端の働き方を提案し、より一掃の業務効率や生産性の向上、社員の「働きがい」の向上をサポートすることを目指しています。

日本マイクロソフト株式会社では、2011 年から社員の多様な働き方と最先端の職場環境を目指し、さまざまな取り組みを行ってきました。さらに、2012 年からは毎年「テレワークの日/習慣」を実施。自社での活動はもちろん、賛同法人とともに日本のテレワーク推進に取り組んでいます。

今回の新たな「テレワーク勤務制度」によって、働く人は、仕事とプライベートのバランスを確保しながら力を存分に発揮でき、企業にとってもさまざまなコスト削減や継続雇用による優秀な人材の確保などが可能となり、すべての人々がいつでもどこでも活躍できる社会をつくることにつなげたいとしています。

▽-----▽  
日本マイクロソフト株式会社 ⇒ <https://www.microsoft.com/ja-jp/>  
△-----△

-----■◇最新情報◇■-----

▼ワーク・ライフ・バランス推進強化月間・ゆう活【内閣府】（2016年5月）

国家公務員における「ゆう活（夏のスタイル変革）」について  
我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動として、平成 28 年度も国家公務員の「ゆう活」を実施します。今年度については、1 職員が、朝型勤務やフレックスタイム制等の活用により退庁時間を早め、一日の時間を有効に使うことで、ワーク・ライフ・バランスを実現、2. 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化、3. 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底することを趣旨として、ワーク・ライフ・バランス推進強化月間（7・8 月）に実施します。

下記 URL より満載の情報をご参照ください。

⇒ [http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h28\\_u-katugaiyou.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/h28_u-katugaiyou.pdf)

▼公共調達等においてワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する取組のスケジュール公表。約 5 兆円規模を視野に【内閣府】

ワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法第 20 条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、国の調達のうち、総合評価落札方式等による事業で、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画策定中小企業）を加評価することを導入しました。

国の取組状況については、国の全機関がホームページで全面導入に向けたスケジュールを公表しています。取組は、約5兆円規模（平成26年度実績推計）を視野に、段階的に実施することとされています。

次の内閣府男女共同参画局ホームページに、国の全機関のスケジュールを掲載しています。

⇒ [http://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/wlb\\_torikumi.html](http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html)

▼「平成28年版男女共同参画白書」を5月31日に閣議決定・公表しました。【内閣府】  
(2016年5月)

本年は、「多様な働き方・暮らし方に向けて求められる変革」を特集のテーマに取り上げたほか、様々な男女共同参画施策の取組を紹介しています。

本白書は、内閣府男女共同参画局ホームページに掲載しています。

※詳細は以下をご覧ください。

⇒ <http://www.gender.go.jp/whitepaper/whitepaper-index.html>

▼ 家族、地域、ワーク・ライフ・バランスの写真や、感謝のメッセージを募集！【内閣府】  
(2016年7月1日(金)～9月5日(月))

「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」

詳しくは⇒<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

内閣府では、子育て家族やそれを支える地域の大切さに関する「写真」、家族に宛てた感謝の「手紙・メール」を募集しています。「写真部門」では、ご家族団らんやご親戚との一枚、地域での子育てイベント（お祭り、親子教室、子育てひろば）、ワーク・ライフ・バランスの取組（定時退社して子育てに参加など）等の写真を、「手紙・メール部門」では、夫から妻への手紙やメール、子供から祖父母へ、上司から子育て社員に向けた手紙・メッセージ等を募集します。

スマートフォンからも応募可能です。ぜひ、あなたのあたたかい気持ちを作品にしてご応募ください。

(11月20日(日)は「家族の日」、11月13日(日)から26日(土)までの2週間は「家族の週間」です。)

▼「平成28年度男女共同参画推進フォーラム」開催【国立女性教育会館(NWEC)】

行政、女性関連施設、女性団体・NPO、大学、企業など様々な機関・組織において、男女共同参画、ダイバーシティ、女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスなどを推進する担当者が一堂に会し、男女共同参画の推進についてともに考える場を設けます。赤松良子氏による特別講演「均等法から30年、あらたな明日へ～女性の活躍について考える～」やシンポジウム「男もつらいよ！～男性の働き方改革とワーク・ライフ・バランス再考」などのプログラムを行います。さらに、公募による団体・個人のワークショップやパネル展示を行います。どなたでもご参加できます。

期日：8月26日(金)～8月28日(日)

場所：国立女性教育会館

埼玉県比企郡嵐山町菅谷728（最寄駅 東武東上線「武蔵嵐山」駅）

テーマ：つなぐ、あらたな明日へ 一人ひとりが活躍できる社会を創る

参加費：無料

詳しくはホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.nwec.jp/jp/program/invite/2016/page04.html>

▼女性アーカイブセンター企画展示『寄席で演じる～チャレンジした女性たちからチャレンジする女性たちへ～』開催【国立女性教育会館（NWEC）】

近年増えてきた女性落語家を中心に、落語・講談・浪曲界で活躍する女性たちを様々な資料を通して紹介します。

男女共同参画や男性中心型労働慣行等の変革としてワーク・ライフ・バランスなどについて考える前述の「男女共同参画推進フォーラム」との連動企画、講談師・神田 鯉 栄<sup>りえい</sup>さんによるお話講談の会を8月28日（日）13：00～14：30に開催します。

期間：8月1日（月）～12月18日（日）（休館日をのぞく）9：00～19：00

場所：国立女性教育会館女性アーカイブセンター展示室（本館1階）

埼玉県比企郡嵐山町菅谷728（最寄駅：東武東上線「武蔵嵐山」駅）

料金：無料

※詳しくはホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.nwec.jp/jp/archive/tenji2016.html>

▼平成28年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」候補企業を募集しています！（7月27日（水）まで）【厚生労働省】（2016年5月）

厚生労働省では、委託事業として、パートタイム労働者の活躍推進への取組を積極的に進める企業を「パートタイム労働者活躍推進企業」として表彰し、その取組を先進事例として広く発信しています。

規模や業種は問いません、パートタイム労働者がいきいきと働く職場づくりに取り組む企業のご応募をお待ちしております！

【応募対象】

パートタイム労働者の働きぶりの評価やキャリアアップ支援など、パートタイム労働者の活躍推進に向けて取り組んでいる事業所（企業）です。

【表彰の種類】

最優秀賞（厚生労働大臣賞）、優良賞（雇用均等・児童家庭局長優良賞）、奨励賞（雇用均等・児童家庭局長奨励賞）

【応募方法】

応募資格、応募要領、表彰基準等は、「パート労働ポータルサイト」内の「パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト」（<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/>）に掲載されていますので、詳細については表彰サイトをご覧ください。

※昨年度の受賞企業の取組内容についても、表彰サイトからご覧いただけます。

【応募締切】 平成28年7月27日（水）

〈受賞すると・・・〉

☆受賞企業を対象とした表彰式典を開催するとともに、取組事例を事例集としてとりまとめ、広く発信していきます。

☆受賞企業には名刺や商品等に表示することができるシンボルマークを付与しています。

〈受賞企業の声〉

☆テレビ放映され就職希望者から「テレビを見て是非働いてみたい」と応募がありました。

☆シンボルマークを求人広告に掲載し、採用活動に活用しています。

▽詳しくはこちら

⇒ [http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/award\\_h28/](http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/award/award_h28/)

【表彰の応募・問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社

電話：03-5281-5276（月～金曜日：10:00～17:30）

E-mail：[part-time@mizuho-ir.co.jp](mailto:part-time@mizuho-ir.co.jp)

▼ 「パートタイム労働者雇用管理改善セミナー（導入編）」のご案内【厚生労働省】

厚生労働省では、委託事業として、セミナー「パートタイム労働者の雇用管理の基本を学ぶ～パートタイム労働者の活躍推進のための雇用管理のポイント～」を6月から7月にかけて全国8会場で開催しています。

7月は、1日（広島）、5日（金沢）、6日（大阪）、7日（札幌）及び8日（名古屋）を予定しています。

経営層ならびに人事労務ご担当者をはじめ、パートタイム労働者の雇用管理に関心のある多くの皆様のご参加をお待ちしております（要申込み・参加無料）。

【プログラム】

○13:30～14:50

講義「パートタイム労働者の雇用管理のポイント ～賃金、評価、キャリアアップを中心に～」(講師：社会保険労務士)

○14:50～15:20

事例報告「事例に学ぶ パートタイム労働者の雇用管理の取組」(報告者：平成27年度パートタイム労働者活躍推進企業表彰受賞企業の人事労務担当者)

○15:20～15:30

説明「パート診断サイト、宣言サイト、表彰事業の紹介」

○15:30～

個別相談会（事前申込制）

▽詳しくはこちら

⇒ [http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/seminar28\\_01/](http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/seminar28_01/)

【セミナーの問い合わせ先】

みずほ情報総研株式会社

電話：03-5281-5276（月～金曜日：10:00～17:30）

E-mail：[part-time@mizuho-ir.co.jp](mailto:part-time@mizuho-ir.co.jp)

▼ワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣しています！【茨城県】（2016年5月）

県が委嘱したワーク・ライフ・バランスアドバイザー（社会保険労務士）が中小企業を訪問し「仕事と生活の調和推進計画」策定支援など、企業の実情に応じたワーク・ラ

イフ・バランスの取組について指導・助言をおこなっています。派遣料は無料です。お気軽にお問合せください。

下記 URL をご参照ください。

⇒

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/documents/adchirashi.pdf>

#### ▼社員いきいき!元気な会社宣言企業【千葉県】(2016年5月)

“社員いきいき!元気な会社”宣言企業とは?

育児・介護休業への配慮などの仕事と生活の両立支援に取り組む会社や地域社会の子育て支援に協力している会社など誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む会社を、千葉県では、“社員いきいき!元気な会社”宣言企業として募集・登録しています。(※詳細については、パンフレットを御覧ください。)

“社員いきいき!元気な会社”宣言企業は、登録制ですので、難しい手続等は必要ありません。

御覧いただいている会社の人事・労務御担当者様、是非、本制度への登録を御検討ください!!

下記 URL をご参照ください。

⇒ <https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/portalsite/ikiiki.html>

#### ▼ワーク・ライフ・バランスキャッチフレーズの募集【兵庫県】(2016年5月)

ひょうご仕事と生活センターでは、仕事と生活を調和させ、個人の能力を十分に発揮できる社会の実現を図るため、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。今年度も、さらなる普及を図るため、11月を『ワーク・ライフ・バランス推進月間』とし、県内企業・事業所でのワーク・ライフ・バランスの取組を促進するためのキャッチフレーズを募集します。

・応募内容:

1. ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するようなもの
2. ワーク・ライフ・バランスの趣旨を簡潔に表現したもの
3. ワーク・ライフ・バランスへの理解が進むもの 等

・応募方法:

センターホームページ、応募用紙、はがき又は電子メールにより応募して下さい。

・申込期限:

平成 28 年 8 月 5 日 (金曜日)

以下の URL より詳細を確認できます!

⇒

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20160530\\_f5689a6881da54b749257fc300067859.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20160530_f5689a6881da54b749257fc300067859.html)

#### ▼働きやすい環境づくり促進事業のご紹介【香川県】(2016年5月)

香川県は、働くすべての人が安心していきいきと働き続けることができる環境づくりを応援しています。

働き方改革や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、働く女性の活躍などを通して、優れた人材の確保や企業のイメージアップに役立てませんか?

就業規則の見直しや一般事業主行動計画の策定など女性活躍・両立支援推進アドバイザー

一を無料で派遣していますので、どうぞご利用ください。

詳細は下記 URL をご参照ください。

⇒ <http://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/mark-koufu.html>

▼横浜市役所でテレワークの試行を開始します【横浜市】(2016年5月)

横浜市では、育児や介護などの事情を抱える職員の増加が見込まれる中、ワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、多様で柔軟な勤務形態について検討を進めています。

このたび、テレワーク(在宅勤務)について効果や課題を検証するため、テレワークの試行を実施します。

期間：

平成28年5月23日(月)から平成28年10月31日(月)まで

・対象者：

政策局、総務局、財政局に勤務する職員

・検証項目：

ワーク・ライフ・バランスを推進するうえでの制度の有効性のほか、テレワークで行う業務の範囲、テレワークに必要なICT環境、職員の勤務状況及び業務実績の把握などの観点から検証を行います。

以下より詳細をご確認下さい。

⇒ <http://www.city.yokohama.jp/ne/news/press/201605/20160509-023-23171.html>

▼「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金に係る申請企業の募集について～職場環境整備に取り組むきっかけづくりとするために～【京都市】(2016年5月)

京都市内の企業で働く労働者の仕事と家庭生活及び地域活動、社会貢献活動の調和を図り、「真のワーク・ライフ・バランス」を推進するために、中小企業が行う様々な取組を支援する京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金の申請企業を平成28年5月13日(金曜日)から募集しますので、お知らせします。

・募集期間：

平成28年5月13日(金曜日)～平成28年6月30日(木曜日)

・申請できる企業

京都市内に本社があり、常時雇用する労働者が1人以上300人以下の、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度宣言企業(※)。

※ワーク・ライフ・バランスを推進する宣言を行った中小企業を、京都府が宣言企業として登録する制度。

・補助額：

予算の範囲内で、1企業あたり上限額30万円

詳細は以下のURLを参照下さい。

⇒ <http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000198167.html>

▼出前講座 労働法基礎講座【名古屋市】(2016年5月)

大学や短大などの教育機関が労働法令に関する研修会や会合などを実施される場合に、社会保険労務士を派遣します。

・開催日時：

平成 29 年 3 月 31 日までに開催されるものが対象です。

・対象となるテーマ：

次のテーマから選択してください(複数テーマ選択可)。事前に打ち合わせをし、申込団体のニーズに合った講座内容といたします。

・労働法令全般  
・個別テーマ

ワーク・ライフ・バランスに関するものなど。

ご興味のある方は下記 URL をご参照下さい。

⇒ <http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/17-6-8-0-0-0-0-0-0.html>

▼女性の頑張り応援事業所、ワーク・ライフ・バランス推進事業所を募集します。【岡崎市】(2016年6月)

少子高齢化が進む中、将来の労働人口が大きな問題となっており、特に女性の活躍には大きく期待されています。また、多様な人材の活用には従来型の労働慣行を見直す等、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

事業所の皆様におかれましては、女性活躍の支援やワーク・ライフ・バランスの推進の重要性を理解し、知恵を絞り様々な取り組みを進めてみえるところと思います。

岡崎市では、市内事業所における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進の取り組み事例を募集します。

ご興味のある方は下記 URL をご参照下さい。

⇒ <http://www.city.okazaki.lg.jp/libra/1687/pamphlet.html>

▼第 10 回「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」企業・団体・個人を募集！【北九州市】(2016年5月)

北九州市も、平成 27 年 10 月に「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「女性活躍施策の充実」「働く人・企業がともに成長するダイバーシティ経営モデルの構築」を重要政策に位置づけています。

「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」では、市内全域で取り組みが一層広がるよう、働き方の見直しに積極的にチャレンジする企業・個人の熱意や努力、創意工夫を表彰し、その実践事例を広く市民・企業の皆さまに紹介します。

※受賞者にはお得なメリットも！？

募集期間：

平成 28 年 6 月 1 日(水曜日)から平成 28 年 7 月 22 日(金曜日)まで

ふるってご参加ください。

⇒ <http://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/12000000.html>

▼平成 28 年度ワーク・ライフ・バランス推進企業等支援事業のご案内【目黒区】(2016年5月)

ワーク・ライフ・バランス推進に向け、目黒区では、仕事と生活の調和の推進に取り組み、又はその取組をさらに向上させようとする区内の中小企業等に対して、ワーク・ライフ・バランス推進のための社会保険労務士を派遣します。

・事業内容：

アドバイザー個別相談事業、アドバイザー派遣提案事業

・申込期限：

アドバイザー個別相談事業 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

アドバイザー派遣提案事業 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 12 月 28 日まで

下記 URL よりふるってご参加ください

⇒ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/shisetsu/shisetsu/sonota/danjo/wlb.html>

<<ワーク・ライフ・バランスに関する調査>>

▽看護職のワーク・ライフ・バランス（WLB）インデックス調査【日本看護協会】（2016年5月）

「看護職のワーク・ライフ・バランス（WLB）インデックス調査」は、ワーク・ライフ・バランス（以下、WLB）に先進的な企業 39 社が集まって開設したワーク・ライフ・バランス塾と学習院経済経営研究所が、有志企業 9 社のデータに基づいて 2006 年に共同研究・開発した「WLB-JUKU INDEX」をもとに、医療施設向けに開発されました。「WLB-JUKU INDEX」では、【企業調査】と【個人調査】を組み合わせデータを集め、段階ごとに WLB の状態を評価できるような指標を設定することによって、WLB が実現するまでの一連のプロセスを評価できる点に大きな特徴があります。

調査に関する詳しい情報は以下をご参照下さい。

⇒ <https://www.nurse.or.jp/wlb/wlbindex/index.php>



このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。

このままご返信いただいてもお答えできませんのでご了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html> 12

バックナンバーはこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへのご意見・ご要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府仕事と生活の調和推進室ホームページはこちらから

<http://www.cao.go.jp/wlb/>



---

—<編集後記>—

いつもご愛読ありがとうございます。6月号、いかがでしたでしょうか？

働き方を見つめなおす機会が時間がたつほどに多くなっています。国・地方公共団体も企業も個人もそれぞれがこの新しい働き方を意識していただければと思います。

また、来月号も誠心誠意みなさまにさまざまな情報を発信していきますので今後ともよろしく願います。

---

